

千葉県新規就農者育成方針

本方針は、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月２９日付け３経営第３１４２号農林水産事務次官依命通知。以下、「総合対策実施要綱」という。）別記１の第７の１及び新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和５年１２月１日付け５経営第２０１６号農林水産事務次官依命通知。以下、「円滑化対策実施要綱」という。）別記２の第７の１に規定される新規就農者育成方針である。

１ 新規就農者の確保に向けた課題、目標

（１）課題

本県では、農業者の減少・高齢化が進展しており、本県農業の競争力や持続性を確保するためには、新規就農者を確保することが重要である。

近年、県内の新規就農者数は、年間３５０人程度（千葉県調べ）で推移している。新規就農者の更なる確保に向けては、以下の課題がある。

- ・移住希望者などの幅広い人材を対象に就農意欲を喚起すること
- ・就農相談に対応できる体制を整備し、就農希望者に対して適切な助言を行うこと
- ・就農希望者に対し、農業技術等を習得する機会を提供すること
- ・就農後の経営発展に向けて、地域でサポートに取り組むこと

（２）目標

県では、新規就農者の確保に関する目標を以下のとおりとする。

項目	目標
新規就農者数	４５０人／年

２ 新規就農者に対するサポート内容

県では、新規就農者（就農希望者を含む）に対して以下のサポートを行う。

（１）就農相談窓口の設置

県及び関係団体（計１４機関）に就農相談窓口を設置し、各種相談に対応する。

（２）就農相談会の開催

市町村等と連携し、就農相談会を開催する。また、国が開催する就農相談会（「新・農業人フェア」）等に出展する。

（３）就農体験の実施

就農意欲喚起に向けて、県立農業大学校において農業初心者を対象とした講座を開催する。

（４）就農関連情報の発信

就農関連の情報について、県ホームページに掲載するとともにパンフレットを作成して就農相談窓口等で配布する。

（５）研修の実施

県立農業大学校において、就農希望者を対象とした生産技術や農業経営に係る研修を実施する。

（６）無料職業紹介の実施

雇用先の農業法人等との円滑なマッチングを促進するため、無料職業紹介を

実施する。

(7) 営農計画の作成支援

地域農業の実態を踏まえ、就農希望者による営農計画の作成を支援する。

(8) 新規就農者等への資金交付及び機械・設備の導入等に対する支援

国の事業を活用して、就農に向けた研修資金や経営開始資金を交付するとともに、就農後の経営発展のために、機械・施設等の導入を支援する。

(9) 就農後の技術力や経営力の向上

農業経営に必要な知識や技術の習得を支援するため、セミナーを開催する。

(10) 地元の農業者等との交流促進

県域や地域での交流会・研修会の開催などを通じて、新規就農者間や地元の農業者との交流を促進する。

3 交付対象者候補を選定するために県が独自に設定する要件

県では、様々な者に事業の活用を促す観点から、交付対象者候補の選定に当たっては総合対策実施要綱別記1の第5の1または円滑化対策実施要綱別記2の第5のⅡの1に規定される要件を用いることとし、独自の要件は設定しない。

4 事業の交付対象者候補を選定するための基礎となる県加算ポイントの設定

県では、以下の基準により、事業の県加算ポイントを付与する。

	確認項目	点数
1	県の野菜の主要10品目（ねぎ、さつまいも、にんじん、トマト、だいこん、ほうれんそう、キャベツ、きゅうり、すいか、いちご）または日本なしを作付する	2
2	独立・自営就農時の年齢が30歳未満	2
	独立・自営就農時の年齢が30歳以上45歳未満	1
3	中山間地域で営農する	2
4	県農業事務所が開催する「農業経営体育成セミナー」を受講する	1
5	自らが取り組もうとする作目を含む雇用就農を概ね1年以上経験している	1
6	データを活用した農業を実践する	1
7	環境にやさしい農業を実践する	1

上記の基準により各交付対象者候補に付与しようとする県加算ポイントの合計が使用できる県加算ポイント（総合対策実施要綱の別記１の別表１の２の（１）または円滑化対策実施要綱別記２の別表１－２の２の（１）に基づき計算した値）を上回った場合、使用できる県加算ポイントを上限として各交付対象者候補に対して上記の基準に基づき傾斜配分する。

また、上記の基準により各交付対象者候補に付与する県加算ポイントの合計が使用できる県加算ポイントを下回った場合、残りの県加算ポイントを各交付対象者候補に対して均等配分する。

さらに、上記の均等配分後も使用できる県加算ポイントが余った場合、県加算ポイントが高い交付対象者候補から順に、残りの県加算ポイントを１ポイントずつ配分する。県加算ポイントが同点である交付対象者候補については、生年月日の遅い者から順に配分する。

（附則）

本方針は、令和４年５月１２日から施行する。

本方針は、令和５年２月２７日から施行する。

本方針は、令和７年２月２０日から施行する。